

項番・項目	評価の視点	様式	A事業者					B事業者 (パーソルビジネスプロセスデザイン㈱)							
			委員Ⅰ	委員Ⅱ	委員Ⅲ	委員Ⅳ	委員Ⅴ	合計	委員Ⅰ	委員Ⅱ	委員Ⅲ	委員Ⅳ	委員Ⅴ	合計	
<b>1 基本事項の評価 (事務局が客観的視点により採点)</b>															
1	専門技術力 (経験年数、実績)	地方自治体における類似実績を有し、本業務に係る専門能力、知識を備えていると認められる →事業者としてのご遺族支援またはおこやみコーナー受託業務の実績(延べ実績年数10年以上5点、9~7年:4点、6~5年:3点、4~3年:2点、2~1年:1点、0年:0点)	様式3 ×3	事務局採点					事務局採点					45	60
2	専任性 (持ち手業務量)	業務責任者及び業務担当者他が他の業務を担当せず、本件について専任となっているか。 (業務責任者が専任:5点、業務責任者他に1件兼任:4点、業務責任者他に2件兼任:3点、業務責任者他に3件兼任:2点、業務責任者他に4件以上兼任:1点)	様式5 ×2											10	40
3	実施体制的確性 (予定担当者又は技術者の 動員計画)	業務の経験が豊富な従事者を配置しているか。 業務従事者の同種業務の実績の累積年数(10年以上:5点、9~7年:4点、6~5年:3点、4~3年:2点、2~1年:1点、0年:0点)	様式5 ×1											10	25
一次審査 小計①			150	13	13	13	13	13	65	25	25	25	25	25	125
				満点 平均					150 13.0	満点 平均					150 25.0
<b>2 企画提案の評価</b>															
<b>1 管理体制について</b>															
(1)	従事者教育	配置前及び配置後の教育についての考え方、教育内容、実施計画が具体的に示され、業務遂行に当たって、十分な教育体制が見込まれる。	様式6 (1)	6	8	8	6	6	28	8	6	6	6	6	26
(2)	責任体制(指揮、命令及び 意思決定手順)	区から独立した責任体制(指揮・命令)及び意思決定手順についての考え方が明確に示され、業務遂行が十分に見込める体制になっている。責任者の配置、人材育成についての考え方が具体的に示されている。	様式6 (2)	8	6	8	8	8	30	8	6	6	6	6	26
(3)	区との連絡体制、従事者との 連絡体制、情報伝達方法	区との連絡体制や協議方法が、明確に示されている。 従事者との連絡体制、情報伝達方法が明確に示されている。	様式6 (3)	8	8	6	8	8	30	6	6	6	8	6	26
<b>2 個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策について</b>															
(1)	個人情報保護、マイナンバー・情報セキュリティ対策	個人情報保護、情報セキュリティ対策についての考え方が明確に示され、適切な対応が見込まれる。 マイナンバーを含む特定個人情報の安全管理措置に関する考え方や方法が具体的に示され、適切な対応が見込まれる。 プライバシーマークの付与以外に、個人情報保護に関する資格を取得している。	様式7	9	12	12	9	9	42	12	12	15	12	12	51
<b>3 業務の提供水準について</b>															
(1)	区内手続きのワンストップサービス、効率改善の提案	区内手続きを適切に案内するための提案、予約管理や事務効率改善についての考え方や対応策が示されている。	様式8 (1)	9	6	12	9	9	36	9	9	9	12	12	39
(2)	ご遺族の利便性向上の提案	予約受付方法、来庁によらない相談体制、相談内容の事前確認など、ご遺族の利便性向上について有益な提案がされている。	様式8 (2)	9	9	9	9	9	36	12	12	15	12	12	51
(3)	区役所以外の手続きをフォローする提案	相談、登記変更など、区役所で完結しない手続きのフォローについて、想定される相談・手続が確実に示され、提案や対応策について有益な提案がされている。 専門家が必要な手続きへの案内・対応・連携がどこまでできるか。	様式8 (3)	9	9	9	9	9	36	12	12	9	9	9	42
(4)	ご遺族の負担軽減につながる 接遇の提案	ご遺族に寄り添った対応・接遇の提案がされている。 高齢者、障害者、外国人など、要配慮者への対応が講じられている。 苦情対応について従事者による対応だけでなく、責任者との連携、区へ報告等の対応策が講じられている。	様式8 (4)	9	9	12	9	9	39	12	12	9	9	9	42
(5)	利用率向上に関する取組	ご遺族支援を必要とする方に届く効果的な広告・広報・イベント等の取組が提案され、コーナー周知、利用率向上が見込まれる。	様式9	6	9	9	9	9	33	15	12	12	9	9	48
<b>4 労働諸法令の遵守及び労働環境の確保について</b>															
(1)	労働諸法令遵守の考え方、 対策等	労働諸法令の遵守についての考え方、対策等が明確に示されている。 労働環境確保が十分に構築されている。	様式10 (1)	6	6	6	6	6	24	6	6	6	8	6	26
(2)	従事者の勤務評価及び評価 後の指導体制、雇用形態、 賃金形態等	労働諸法令を遵守した上で、勤務評価及び評価後の指導方法等が具体的に示され、あわせて、適切な雇用形態、賃金形態により、従事者の継続した就業、人材確保及び定着ができる体制の構築に努めている。	様式10 (2)	6	6	6	6	6	24	6	6	8	6	6	26
(3)	従事者の安全衛生管理	従事者の就業状況や健康状況を適切に管理し、日ごとのフォロー体制、メンタルヘルスクア、福利厚生等の体制が整っている。	様式10 (3)	6	8	6	8	8	28	8	6	8	6	6	28
<b>5 その他特筆事項について</b>															
(1)	独自の提案内容	区の高齢者向け施策、港区社会福祉協議会が実施するエンディングプラン、その他の社会的資源等と連携した独自の取組が提案され、独創的に区に有益な内容が述べられており、実現が期待できる。区における業務実施について将来展望を含めた積極的提案となっており、取り組み意欲が感じられる。※提案がない場合は0点	様式11	8	8	6	6	6	28	8	8	6	6	6	28
一次審査 小計②			800	99	104	109	102	104	414	122	113	115	109	109	459
欠席委員がいるため、4人の合計の1.25倍(小数点以下四捨五入)								(104)	518					(115)	574
				満点 平均					800 129.5	満点 平均					800 143.5
<b>3 見積額の評価 (事務局が客観的視点により採点)</b>															
1	見積価額	参考事業規模に対する見積額により採点(事務局が客観的視点により採点) 90%以上~100%未満:5点、80%以上~90%未満:4点、70%以上~80%未満:3点、60%以上~70%未満:2点、50%以上~60%未満:1点とする。	任意 様式 ×2	事務局採点					事務局採点					20	30
一次審査 小計③			50											4	4
				満点 平均					50 5.0	満点 平均					50 6.0
合計(小計①+②+③)			1000	116	121	126	119	121	603	153	144	146	140	146	729
				満点 平均					1000 120.6	満点 平均					1000 145.8
事務局採点配点(①③の合計配点40点×5)			200												
<b>加算項目</b>															
区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0						該当する	10				
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者により、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0						該当しない	0				
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者により、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当する	10						該当する	10				
子育てサポート企業の評価	子育てサポート企業としての認定を受けている事業者により、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0						該当する	10				
女性活躍推進企業の評価	女性活躍推進企業としての認定を受けている事業者により、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当する	10						該当する	10				
一次審査合計(加算項目含む)				622.50					768.75						
一次審査合計(加算項目含む)(小数点以下四捨五入)				623					769						